



平成 29 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福岡 美朝
(コード番号 5161 東証二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 休石 佳司
(TEL : 082-237-9371)

米国集団訴訟等の和解に関するお知らせ

当社は、当社及び当社の米国の一部子会社（併せて、以下「当社ら」といいます。）に対して提起された米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所における集団訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）等について、下記のとおり、本年9月13日（米国時間）、原告等との間で、和解について、原則的合意に至りました（以下「本合意」といいます。）のでお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の提起から本合意に至るまでの経緯

平成 28 年 7 月 20 日付当社プレスリリース「自動車用シール部品に関する米国司法省との合意について」でお知らせのとおり、自動車用シール部品販売の一部に関する米国反トラスト法違反（以下「本件」といいます。）に関連して、当社らに対して損害賠償等を求める訴訟が提起されており、本件訴訟の原告（自動車ディーラー原告及び最終購入者原告）は、当社らが他の事業者と共謀して、米国において自動車用シール部品について調整行為を行った等と主張して、当社らに対して損害賠償、対象行為の差止め等を請求して、本件訴訟を提起しておりました。

当社は、米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所判事により指名されたSettlement Facilitator（和解促進役）による調停案を慎重に検討するとともに、訴訟の長期化による費用増加や経営に与える影響等を勘案し、和解により早期に解決を図ることが最善の策であると判断し、和解の原則的合意に至りました。

また、本件訴訟の和解と併せて、フロリダ州及びカリフォルニア州との間でも、本件に関連して、和解について原則的合意に至りました。

なお、今後は、本件訴訟の原告並びにフロリダ州及びカリフォルニア州との間でそれぞれ和解契約を締結した上、各和解契約について、米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所の承認を得ることが必要となります。

2. 和解の原則的合意の概要

(1) 和解の相手方

本件訴訟の原告である間接購入者（自動車ディーラー及び車両の最終購入者）並びにフロリダ州及びカリフォルニア州

(2) 和解金

本件訴訟の原告	49.5 百万米ドル
フロリダ州及びカリフォルニア州	1.2375 百万米ドル

3. 業績に与える影響

和解金額 50.7375 百万米ドル（約 55 億円）につきましては、平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算において、特別損失として計上致します。なお、本合意による平成 30 年 3 月期の業績に与える影響につきましては精査中であり、平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算発表時に公表する予定であります。

本件訴訟は、米国司法省による調査の対象となった 2012 年 9 月以前の行為に基づくものであり、その後、米国で新たな違反が疑われる行為が判明したものではありません。しかし、当社グループは、本件を厳粛に受け止め、これまでもコンプライアンス体制の強化・整備に取り組んでまいりましたが、今後も引き続き、コンプライアンス体制のさらなる強化・徹底によって再発防止を図り、信頼回復に努めてまいります。

また、本件訴訟以外に、本件に関連して、当社グループに対して損害賠償等を求める訴訟が提起され、又は、当社グループに対する訴訟が当社業績に影響を及ぼす可能性があります。その影響は不明です。

以上